

## ロンドン事務所

【クイーンズ・スピーチによる政府法案発表と政府の「公正なルール」を示す文書の発行】 英国

2008年12月3日、国会が開会し、ロンドン・ウェストミンスターの国会議事堂で、今会期中に審議される政府法案のリストを元首が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」<sup>1</sup>が行われた。

クイーンズ・スピーチの演説原稿は内閣次官が執筆し、女王は、上下両院の議員が見守る中、上院の玉座からこれを読み上げる。クイーンズ・スピーチは、1854年のビクトリア1世によるものが最初だが、国会の開会は既に16世紀から元首が行っていた。

今年は、ゴードン・ブラウン氏が首相に就任してから2回目のクイーンズ・スピーチであった。今回は法案の数が12と例年より少なかったため<sup>2</sup>、政府は2009年の欧州議会選挙及び地方選挙と同時の総選挙実施を狙っており、そのために今会期の国会は通常より早く終了させる計画ではないかと推測する向きもある。

政府法案は従来、クイーンズ・スピーチで初めて発表されていた。しかしブラウン首相は、2007年6月の首相就任後、今後は次期会期で国会に提出見込みの政府法案の草案を、「立法プログラム草案(Draft Legislative Programme)」として毎年夏に発表し、一般市民、国会議員などから意見を募った後、クイーンズ・スピーチで正式に発表するとの方針を明らかにした(クイーンズ・スピーチで発表される政府法案は、総称して「立法プログラム(Legislative Programme)」と呼ばれる)。改革の理由は、政府法案策定における透明性を高め、より良い政策立案の方法を実現するためであるとされていた。

今回の立法プログラムに含まれている政府法案は、イングランドのみを対象とするものが大半であるが、一部には英国全体をカバーする法案もある。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドは、労働党政権の地方分権政策によって地域政府が設置されたため、独自の立法権限を持っている<sup>3</sup>。

今回発表された法案の中で、イングランドの地方自治に関するものとしては、いわゆる「サブ・ナショナル・レビュー」及び最近の地方自治白書の内容の法制化を目指す「地域民主主義・経済開発・建築法案(Local Democracy, Economic Development and Construction Bill)」がある。「サブ・ナショナル・レビュー」とは、財務省の主導で行われたイングランド8地域(ロンドンを除く)における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書であり、2007年7月に発表された。地方自治白書は、2008年7月に地方自治・コミュニティ

<sup>1</sup> 元首が男性の場合は「キングス・スピーチ」と呼ばれる。

<sup>2</sup> 「クイーンズ・スピーチ」の儀式後、更に2法案が追加されたため、実際には14法案だった。

<sup>3</sup> ただし国が権限を留保する分野を除く。ウェールズは中央政府の法律を施行するための二次立法の制定のみ権限を有する。

省が「主導権を握るコミュニティ：住民に真の権限を(Communities in Control: real people, real power)」と題して発表したものである。

同法案の主たる提案は、地域審議会(Regional Assemblies)を廃止し、各地域に「地方自治体リーダー委員会(Local Authority Leaders Boards)」を設置するというものである。地方自治体リーダー委員会は、「地域戦略(Regional Strategy)」<sup>4</sup>の策定に関して地域開発公社(RDA)と責任を共有することになる。政府の当初の構想は、単に「地域審議会を廃止する」というものだったため、地方自治体協議会(LGA)は今回の案を、地方自治の重要性を高めるより良い案になったとして歓迎している。また、地方自治体に対し、地域の経済状況を評価するという新たな法的義務を与えることを提案している。地方自治体は、定期的に、地域の経済状況の評価を文書にまとめ、その内容に応じて対策を講じなければならない<sup>5</sup>。

同法案は更に、地域民主主義の促進及び地域住民からの請願に応えるという新たな法的義務を地方自治体に課している。地域民主主義の促進という義務が課されることによって、地方自治体は、「地方自治体広報活動規定(Local Authority Publicity Code)」に違反することなく、自らの民主的役割や地方選挙について周知活動を行うことができるようになる。同規定は、地方自治体に対し、「政治的である」と見なされ得る広報資料の発行等の広報活動を禁じているものである。

一方、政府が経済政策に注力する必要性から、地方自治白書で示されていた直接公選市長制度導入の要件緩和及び地方自治体職員の大半に対する政治活動の制限緩和の提案は、同法案には盛り込まれなかった。その代わりに、これらの提案は、今回の立法プログラムには含まれなかった「コミュニティの権限強化法案草案(Draft Community Empowerment Bill)」に盛り込まれることになる。しかし、次の総選挙の実施期限が2010年6月であるため、選挙までにこの草案が法案化され、立法化に至る時間があるかどうかは不明である。

その他の法案には下記のようなものがあった。

児童・職業技術・学習法案(Children, Skills and Learning Bill)

「サブ・ナショナル・レビュー」の提案に沿って、16～19歳向け教育課程について、資金及び計画策定などに関する責務を、学習・職業技術協議会(LSCs)から地方自治体へ移行する(LSCsは既に廃止されることが決まっている)。また、地方自治体に対し、少年院での収容者の教育・職業訓練に関する包括的な責任を付与する。

追加的ビジネス・レート法案(Business Rates Supplements Bill)

特定の地域経済活性化プロジェクトへの資金調達を目的として、地域の企業に対し、通常

---

<sup>4</sup> 地域の経済開発と都市計画の両方をカバーする戦略であり、ロンドン以外のイングランドの全地域が策定を義務付けられる。

<sup>5</sup> 対象は、カウンティ、ユニタリー、大都市圏ディストリクト、ロンドンの各区(borough)、ロンドン・シティー区。ディストリクトは除かれる。

のビジネス・レイトへの付加税として「追加的ビジネス・レイト」を課す権限を地方自治体<sup>6</sup>に付与する。2007年10月に「2007年包括的支出見直し(2007 Comprehensive Spending Review)」と同時に発表された「追加的ビジネス・レイト」に関する白書の提案に沿ったもの。税率は、課税対象資産の資産評価額の2%が上限。

#### 警察業務・犯罪対策法案(Policing and Crime Bill)

「公安委員会(police authority)のメンバーのうち、現在は地方議会議員の中から地方自治体が任命しているメンバーを、今後は地方議員に限定せず、『犯罪対策・警察業務代表(Crime and Policing Representatives)』として住民による直接選挙で選ぶようにする」との案が盛り込まれていた。しかし、LGAなどから強い反対の声が上がっていたため、クイーンズ・スピーチが行われた約2週間後に当該条項のみ法案から削除された。この提案は、政府が2008年7月に発表した警察緑書に盛り込まれていたものだった。同法案にはほかに、ストリップクラブの規制強化、酒類販売に関する規制(未成年者に対する酒類販売の罰則強化、酒類の大量摂取を奨励するような販売促進活動に対する規制等)などが盛り込まれており、これらはLGAも支持している。

#### 福祉制度改革法案(Welfare Reform Bill)

住宅手当の不正受給に対する罰則を強化する。

#### 平等法案(Equality Bill)

雇用・人事関連の慣行及び公共サービスの提供において、女性、少数民族、障害者、高齢者、同性愛者、宗教の信者のニーズを考慮することを地方自治体に義務付ける。

#### 検視官・死亡証明書法案(Coroners and Death Certification Bill)

地方自治体に雇用されている検視官の監督組織として「全国検視官サービス(National Coroner Service)」を創設する。

### 「力強いコミュニティの実現に向けた公平なルール」

クイーンズ・スピーチ発表前日の2008年12月2日、政府は、「力強いコミュニティの実現に向けた公平なルール(Fair Rules for Strong Communities)」と題する文書を発表した。政府によるとこれは、「力強いコミュニティにとって重要であると政府が考える価値観及び性質について明らかにした政府全省が係わる計画書」であり、その目的は、「コミュニティが直面している課題に関する政府の理解と、それらに対する政府の取り組みについて明

<sup>6</sup> ただしカウンティ、ユニタリー、大都市圏ディストリクトに限る。ロンドンではグレーター・ロンドン・オーソリティー(GLA)がこの権限を付与される。

確に述べること」である。手短かに言えば、この文書は、様々な問題に対する現政府の取り組みの姿勢を公式に表明した声明書のような役割を果たしていると言える。トニー・ブレア前首相が2005年9月に立ち上げた、反社会的行動の減少を目指すプログラム「リスペクト計画 (Respect Agenda)」と同文書を比較する見方もある(なお「リスペクト計画」は、ゴードン・ブラウン氏の首相就任後、プログラム自体が廃棄されている)。

ブラウン首相は、同文書の序文で、昨今の経済危機によるいかなる恒久的ダメージをも防ぐべく措置を講じるとの政府の決意を明らかにしている。しかし同時に、「政府は、(政府の措置に対する)見返りに、自らの役割を果たすことを国民に期待し、そうしない者には明らかな結果が及ぶことになる」とも記している。序文は更に、下記のようにも述べている。

「我々は常に、英国では、人によって適用されるルールが変わるべきではないと考えている。対象が個人であれ、コミュニティであれ、企業であれ、適用されるルールは同じものでなければならない。

犯罪対策から福祉制度、移民制度から企業活動まで、社会の全ての側面においてこれらのルールが反映されなければならない。公平なルールは、社会における信頼の基礎となる。公平なルールの存在によって、人々は、自らの貢献が評価され、認識されるであろうことをより強く信じていることができるようになる」

同文書は続いて、下記の6つの分野で、国民が守るべきルールと、守らない者に対する措置として政府が検討している方策を述べた。

## 福祉改革

- ・ 福祉手当の不正受給者に対する「ワン・ストライク (one strike)」の規則を新たに適用する。福祉手当の不正受給が見つかった場合、初回から、不正に受け取っているのではない受給資格のある福祉手当についても、4週間にわたって受給の権利を喪失すると罰則が適用されることになる。現在は、5年間で2回以上、不正受給が見つかった場合、受給資格のある福祉手当を受け取る権利を13週間にわたって喪失する「ツー・ストライク (two strike)」の規則が適用されている。(これらの説明から分かる通り、ここでいう福祉手当の「不正受給者」とは、特定の福祉手当の受給資格は有しているが、それ以外の福祉手当は不正に受け取っている者を意味する)
- ・ 「求職者手当 (JSA)」の受給者に対する就職支援制度において、受給期間に応じた規則を適用する。求職者手当の受給期間が数ヶ月以上に達した場合、公共職業安定所 (JobCentre Plus) から提示された就職口は、妥当と思われるものならば拒否できないなどのルールが含まれる。

- ・ 最年少の子供が 7 歳以上に達している片親家庭の親に対しては、「所得手当 (Income Support) ではなく、求職者手当を支払うものとする (上記の規則も適用される)。
- ・ 嘘発見器と同様の機能を持つとされている音声分析ソフト「音声リスク分析 (Voice Risk Analysis)」を使用して、福祉手当の不正受給防止を図る。

## 犯罪・治安

- ・ 「コミュニティへの奉仕スキーム (Community Payback Scheme)」を 2008 年 12 月 1 日より開始する。軽犯罪の犯罪者が服役の代わりに地域奉仕を行う場合、決まった制服を着用することを義務付けるなど。
- ・ 司法システムにおいて犯罪被害者の利益を代表する役割を担う「犯罪被害者コミッショナー (Victims Commissioner)」を任命する。
- ・ 500 万ポンドを投入し、犯罪対策で警察を支援する 3600 人のボランティアを育成する「コミュニティ犯罪対策ボランティア養成プログラム (Community Crime Fighters)」を実行する。
- ・ 公共部門職員に犯罪対策の新たな権限を付与すると共に、公共部門職員に対する犯罪の取り締まりを強化する。武器所持などを調べるため生徒の身体検査を行う権限を教師に付与し、公共部門職員への暴力に対する罰則を強化する。

## 児童と若者

- ・ 学校外の活動に対する政府補助金を増額する。
- ・ 反社会的行動を行うなどの問題家庭に介入し、集中的に支援を行うプログラム「家庭介入プロジェクト (Family Intervention Projects)」の実施規模を拡大する。
- ・ 若年層の犯罪に対する政府の取り組みを示した「若者による犯罪への行動計画 (Youth Crime Action Plan)」を新たに策定する<sup>7</sup>。懲罰の要素を強化するが、支援を必要とする若者にはより多くのサポートが提供されるようにする。

## 商業活動における規制と繁華街の産業

<sup>7</sup> 同計画は 2008 年 7 月に最初のものが発表されている。

- ・ ラップダンスクラブ (lapdancing club) (実態はストリップクラブ) の業種分類を「風俗店」に変更し、地方自治体による営業許可申請の却下をより容易にする。
- ・ 酒類小売業者向け営業規定を新たに策定する。一定料金で無制限に酒類が飲める「飲み放題キャンペーン」など、無責任な酒類販売の方法を規制する。
- ・ 未成年の飲酒や暴飲を奨励するなどの問題のある酒類小売業者に対する地方自治体の取り締まりの権限を強化する。
- ・ ベッティング・ショップ (賭け屋) の店舗が特定のエリアに集中することを禁じる権限を地方自治体に付与する。
- ・ クレジットカード会社に対し、債務返済が困難になっている顧客への対応を、より公平で配慮のあるものにするよう要請する。

## 移民

- ・ 移民流入により公共サービスに負担が掛かっている地方自治体の短期的支援を目的とした新たな基金を設立し、移民の人々にも資金を拠出させる<sup>8</sup>。
- ・ 新たな移民規制システムとして「ポイント制」を導入。
- ・ 不法移民の雇用に対する罰則の厳格化。

## コミュニティの権限強化

- ・ 地域民主主義及び地方自治への住民参加の促進を地方自治体の新たな義務とする。
- ・ 住民からの苦情に対し、迅速かつ公平に対応することを地方自治体の新たな義務とする。
- ・ 公安委員会のメンバーの一部を、「犯罪対策・警察業務代表 (Crime and Policing Representatives)」として、住民による直接選挙で選ぶシステムを導入する<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 経済移民に新税を課すことで資金拠出を求めることになると思われる。

<sup>9</sup> 前述の通り、「警察業務・犯罪対策法案」に盛り込まれていたこの条項は、12月中旬に削除された。

## 【インフラ施設の建築承認を迅速化する「2008年都市計画法」が施行】 英国

2008年11月26日、「2008年都市計画法(Planning Act 2008)」が女王の裁可(Royal Assent)を受けて施行された。同法は、英国の建築許可制度に幾つかの変更を加えるものであり、地方自治体と建築許可制度における自治体の役割に対して多大な影響を与えるものである。ジョン・ヒーリー・コミュニティ・地方自治担当相は、同法について下記のように述べている。

「2008年都市計画法は、政府が英国の将来に必要とされる難しい決断を下していることを示すものである。厳しい経済環境下では、再生可能エネルギーや公共交通、清潔な水の新たな提供を可能にする大規模インフラ施設の建設に関して、迅速で、予測可能であり、公平な建築許可制度が不可欠である」

同法が施行された背景には、従来の制度では、建築許可申請に対して異議が申し立てられると、申請処理に多大な遅れが生じ、結果が出るまでに膨大な時間がかかるという問題があった。建築許可申請に対しては、地方自治体または住民が異議申し立てを行うことが可能であり、その場合、申請者による上訴や、申請の承認・不承認を決める公聴会(public inquiry)などに何年もの期間が費やされていたのである。例えばロンドン東部では、利用者からの要望が高かった地下鉄の延長工事計画が、歴史的価値の高い貨物駅の取り壊しにつながるなどの理由で一人の住民が反対したために、長らく棚上げになっていたことがあった。特に空港や高速道路、原子力発電所などの大規模施設の建設は、地方自治体からの反対に遭うことが多く、計画が進まずに中央政府を苛立たせることが多かった。

同法によって実現した新制度では、大規模施設の建設申請については全て、中央政府任命のメンバーで構成される新委員会である「インフラ施設建築申請検討委員会(Infrastructure Planning Commission、IPC)」が審査及び承認または不承認の決定を担い、地方自治体は発言権を持たない。これにより、大規模施設の建設計画に対しては、申請から1年以内に最終的な決定が下されるようになる。

IPCが大規模施設の建築許可申請の審査においてガイダンスとして利用するのが、政府が今後発行する「全国政策声明書(National Policy Statements、NPS)」である。NPSは、エネルギー、航空、道路、鉄道、水道、廃棄物処理などの分野で、必要とされるインフラ施設の種類、それらの建設地の決定基準などに関する政府の方針を記したもので、IPCは、個々の申請がこれらの方針に沿っているかどうかを判断する。また、これまでは、大規模施設の建設に関して住民が意見を述べる機会は1回しか設けられていなかったが、同法の施行により、下記の3回に増えた。

- ・地域を限定したNPSの内容について、草案の段階で当該地域の住民から意見を募る。
- ・施設建設計画の申請者は、申請提出前に、建設予定地を管轄する地方自治体及び地域住民の意見を聞くことを義務付けられる。
- ・IPCによる申請の検討段階で、施設建設予定地の地域住民は、申請内容を仔細に検討し、

意見を述べる機会を与えられる。

政府は 2009 年の年明け後、IPC の会長と業務執行最高責任者の選任及び事務所の設置場所について意見集約作業を行う。その後、二次立法の制定によって、IPC の設置を定め、その法律上の役割を規定する。

#### 【サブ・ナショナル・レビューに基づく政府の改革案が発表に】 英国

2007 年 7 月、財務省の主導で行われたイングランド 8 地域（ロンドンを除く）の経済開発・地域開発に関する見直し作業の結果報告書が発表された。通称「サブ・ナショナル・レビュー（Sub-National Review）」と呼ばれるもので、同年 10 月に公表された省別の予算 3 ヶ年計画である「包括的支出見直し（Comprehensive Spending Review）」の一部として発表された。

政府は 2008 年 3 月、「サブ・ナショナル・レビュー」の提案の実行を目的とした政府の構想について意見を求める協議文書を発表した。政府の構想は、その大半が、経済開発や都市計画などの分野における地域レベルでの行政機構の改革案であった。また、政府はこれと同時期に、教育・職業技術に関する白書も発表した。

クイーンズ・スピーチに先立つ 2008 年 11 月 25 日、同協議文書による意見集約作業で示された見解及び問題点に対する回答書が政府によって発表された。回答書の内容は、クイーンズ・スピーチで発表された「地域民主主義・経済開発・建築法案（Local Democracy, Economic Development and Construction Bill）」及び「児童・職業技術・学習法案（Children, Skills and Learning Bill）」に盛り込まれ、2008 年 12 月、国会に提出された。なお、同協議文書による意見集約作業では、地方自治体協議会（LGA）も見解を寄せた。

回答書では、下記の 3 つの事項を含め、政府が今後実行する施策が示された。

- ・地域の経済情勢の評価、分析を行うことを地方自治体<sup>10</sup>の責務とする。カウンティは下位の基礎自治体（ディストリクト）と、ロンドン内の区はグレーター・ロンドン・オーソリティー（GLA）と協力のうえで実行する。これは、サブ・ナショナル・レビューの提案に沿ったものである。

- ・準地域（sub-region）<sup>11</sup>を単位として、地域経済開発を目的とした組織である「経済

<sup>10</sup> カウンティ、ユニタリー、大都市圏ディストリクト、ロンドンの各区（borough）、ロンドン・シティ区のみ。ディストリクトは除く。

<sup>11</sup> 「準地域」は一般的に、「広範囲にわたる『地方』の下位に位置する、より小規模の地域で、イングランドの場合、政府地域事務所（Government Office）の管轄エリアで分けられた 9 地方の下位に位置するもの」であると考えられている。それぞれの準地域は 2 つ以上の自治体で構成され、イングランド全土に存在する。しかし、準地域について、政府による公式の定義はない。



改善委員会（Economic Improvement Boards、EIBs）」を設置することを許可する。EIBsの構成自治体は、当該準地域の経済開発に関する法的権限を委譲される。EIBsへの参加は各自治体の自主性に任せられ、当該準地域内に属する全ての地方自治体が加入を強制されるわけではない。しかし、EIBsの構成自治体の変更には、政府の承認が必要とされる。政府は、2009年春の予算で、まず2つのEIBsの設置地域と参加自治体を発表する見込みである。

EIBsを設置しない準地域は、その役割などが法律で規定された「地域連携協定（Multi-Area Agreements、MAAs）」<sup>12</sup>を締結することができるようになる。この「法的地位を持つMAAs」に参加する地方自治体は、それらの自治体間で合意した全ての達成目標の実現に向けて努力するという法的義務を課される。しかし、既に一部の地域で締結されている法的地位も持たないMAAsも、準地域を単位とした経済開発の連携の選択肢として今後も残されることになる。

・ ロンドン以外の地域は、地域の経済開発と都市計画の両方をカバーする地域戦略（Regional Strategy）の策定を義務付けられる（現在、地域経済開発と都市計画に関する地域戦略は別々に策定されている）。戦略文書の起草及びその内容の実行は、各地域の地域開発公社（RDA）及び地方自治体リーダー委員会（Local Authority Leaders Board）<sup>13</sup>が共同で行う。戦略の作成時、RDAと地方自治体リーダー委員会がその内容について合意できない場合は、各地域の地域担当大臣（regional minister）が戦略の提出を指示し、これを承認することになる。政府の回答書によると、地域戦略文書は「簡潔明瞭」なものとなり、実際にその内容をどのように実行するかは、添付文書の「地域戦略実施計画文書（Regional Implementation Plan）」で示される。

回答書によると、このほかにも、下記が実行される見込みである。

- ・ 地域戦略の内容について地域住民にも意見を述べる機会を与えるため、戦略を「一般の人々に検証させる」ことを義務付ける。
- ・ 「サブ・ナショナル・レビュー」の提案に基づく新制度が2010年に整備されるまで、下院の地域特別委員会（Regional Select Committees）が、地域戦略を詳細に検討する役割を担う。
- ・ 政府地域事務所（Government Offices）は、政府の地方政策における最も重要な組織としての役割を維持し、地方自治体及びその他の地域組織と「密接な協働」を行う。
- ・ 「サブ・ナショナル・レビュー移行監督グループ（SNR Transition Steering Group）」を設置する。メンバーは、「イングランド地域ネットワーク（English Regions Network）」

<sup>12</sup> 経済開発の促進を目的に、複数の自治体が行政区画を超えて連携することを約する協定。

<sup>13</sup> 政府が2008年3月に発表した協議文書で、地域審議会に代わる組織として設置が提案された。同協議文書では、名称は「地方自治体リーダーズ・フォーラム（Local Authority Leaders Forum）」とされていた。

14、 地方自治体協議会（LGA）、地域開発公社及び政府各省から集められ、サブ・ナショナル・レビューの提案に基づいた新制度への移行を監督する。

#### 【地方自治体の負担軽減を図る委員会の最終報告】 英国

2006年の秋に、地方自治体の「負担軽減を図る委員会 Lifting the Burdens Task Force」が当時の大臣の下に設定された。それは、「コミュニティーの強化と繁栄のために Strong and Prosperous Communities」という白書の発表とほぼ同じ時期であった。委員会は、タイプの異なる地方自治体を代表する10人の事務総長等で構成された独立した委員会である。最初の委員長はノッティンガム市の事務総長が務め、彼の引退後はサウス・タインサイド市の事務総長が引き受けた。「負担軽減を図る委員会」の課題は、現在のイングランド地方において、中央政府に権限が集中している中で、地方自治体にのしかかっている行政的、または数値目標を含む行政評価制度による負担の存在と程度を明らかにし、これを軽減するための適切な助言を行うことである。

2年間かけて、委員会は地方自治体と特に強い関係を持つ中央政府省庁について8冊の報告書をまとめ、そして分野別の報告書も発表した。この業務のために、多数の地方自治体の中で活動する政策担当者のネットワークが利用され、英国で起こっている事情についての経験と意見が幅広く集められた。この2年間の間の委員会のすべての仕事に加え、他の政府の活動、または大学などで行われてきたさまざまな調査に基いて、地方自治体の負担の一部はすでに軽減されることとなった。この中には、約2000件まで膨らんだ数値目標が200ぐらいにまで減らされることも含まれている。

「負担軽減を図る委員会」の最終報告書「負担の現状 The State of the Burden」は2008年11月末に発表された。この報告書は、これまでの業績を見直し、そして今後取り組むべき仕事を明らかにしている。

もちろん、規制緩和を目指し、地方自治体の自由と権限を拡大し、報告義務を軽減するために活動する組織は他にも存在していたが、地方自治体で活躍している人々が無報酬で参加し、中央政府と地方自治体が協力して取り組んだものはここだけであった。

委員会は、「負担」について、「地方自治体が地元における公共サービスとその目指している事業効果を、効果的、先進的かつ効率的に提供することを、中央行政が妨げているすべての行為」と定義している。この中には、法定の計画、中央省庁からの指示、許可制度、財源に関するさまざまな枠組み、行政評価のための情報提供義務、そして中央政府の機関などが実施する検査活動も含まれている。

最終報告書の中では、英国は欧州においても中央集権が極めて強い民主主義国家であると強調されている。25年間、地方自治体に対して中央の権限が強くなってきた。「負担軽減を図る委員会」の設置は、この傾向を逆行させる試みでもあった。

報告書によれば、委員会活動の2年間が終了する現段階で、以下のように多くの改善が

---

<sup>14</sup> イングランドの地域審議会(Regional Assemblies)の包括組織。

行われていた。

数値目標の数が大きく減少した。

選挙登録の検査の負担が軽減された。

データの提供要求の重複が減少した。

地方開発計画（Local Development Framework）の策定過程が簡素化された。

地域協定（Local Area Agreements）を制定するための交渉において、より地域の影響力が強化された

しかし、このような成果があっても、自治体にとって負担が本当に軽くなったと感じるまでには、さらに負担を減少する必要がある。その例は以下の通りである。

現在全国レベルで使用されている数値目標の質を改善する必要がある。

データ提供要求を 30% 減少させることを約束している中央省庁は、それを実施しなければならない

包括的地域評価（Comprehensive Area Assessment）の制度は、前の包括的業績評価制度（Comprehensive Performance Assessment）と比べて、どのように地方自治体の負担を軽減するかをはっきりさせる必要がある。

地方自治体に対する財源措置をもっと体系的・機能的にする必要がある。

「負担軽減を図る委員会」の提案をすべて実施しなければならない。

報告書は、地方自治体の負担が、2 年前に比べて、実際に軽減されたかどうかは、まだはっきりしていないとしている。確かに進歩はあるが、中央政府は、「負担軽減を図る委員会」の任期が終わり、「地方自治体の新しい業績評価制度（包括的地域評価制度）の策定が終了したら、すでに政府の地方自治体に対する負担を軽減する任務は終わっていると考えるべきではない。むしろ、2 年前と比べて経済状況は大きく変化し、住民が必要とする先進的で効率的なサービスの提供に必要な地方自治体の資源と能力が自由に使えるように、それを妨げるものを取り除き、プロセスを簡素化することが最も重要となっている。そのために、最終報告書で明らかにされた改革の実施に向けた努力が不可欠である。

（参照）

Lifting the Burdens Task Force website at DCLG,

<http://www.communities.gov.uk/liftingburdens/aboutus/>

Final Task Force Report: the state of the burden

<http://www.communities.gov.uk/documents/507390/pdf/1066041.pdf>

【ベルリン都市州は介護関連センターを各区内に設置することを決定】 ドイツ

ベルリンでは、すべての区に、介護を必要とする人とその家族に情報を提供し、必要な

サービスへの橋渡しまたは提供を行う新しい「介護センター」を設立することが決定された。ベルリン都市州政府は社会的統合・労働・福祉担当大臣の計画を受け入れた。

現在州の財源で運営されている介護サービス情報局が各区に一つずつ存在する。この12箇所の既存の施設は新しいサービス・ネットワークの出発点となる予定である。2011年から、9500人当たり1箇所の「介護センター」が、必要な情報とサービスを提供できるよう全体で36箇所の設立を目指している。

これは、連邦政府が昨年施行した、介護保険などの一層の向上を目指す内容の法律に基づいている。連邦政府の枠組みに従って、州は、その実情に応じた方法で、健康介護保険団体にこのような「介護センター」の設立を義務付けることができる。ベルリン都市州はこの道を選んだ。

今年10月から、ベルリン都市州政府はベルリン内で事業を行っている健康介護保険団体、そして区の代表者と「介護センター」の全体的な役割、業務及び必要な基本的な形態について交渉を始める予定である。ベルリン市の各区はすべてこの交渉に参加できる。新しい「介護センター」がうまく機能するために、区に存在する情報を提供する組織、あるいは区が運営する福祉事務所がセンターを通じて協力することが不可欠である。各センターの個別の設立契約は区の責任となるため、各区は最初から交渉に参加する必要がある。

健康介護保険団体は、被保険者のために医療と介護サービスを提供する。新しい介護センターを通じて、ベルリン区の住民は、住所の近くで介護に関する情報を得、そして必要に応じて、介護サービスを受けることができるようになる。つまり、現在に比べ、サービス提供がもっと早い段階で、そしてもっと早く受けることができるようになるため、サービスの効率が上がることとなる。また、早い段階に適切にアドバイスを受け、在宅ケアのためのしっかりしたなネットワークを構築することができれば、もっと多くの高齢者は、ケアホームではなく、自分の住みなれた環境で生活し続けることができるようになる。

(参照)

Land Berlin Pressemeldung October 2008, 'Senat will Pflegestützpunkte für alle Berliner Bezirke';

<http://www.berlin.de/landespressestelle/archiv/2008/10/07/111036/index.html>